

# 笠間市放課後児童クラブ運営業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1. 趣旨

この要領は、笠間市放課後児童クラブ運営業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式により候補者を特定するうえで必要となる事項を定めるものとする。

## 2. 業務概要

- (1) 目的 民間の持つ知識、技能、人材を活用し放課後児童健全育成事業の充実を図る。
- (2) 業務名 笠間市放課後児童クラブ運営業務
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 業務期間 令和7年4月1日から令和10年3月31日（3年間）

## 3. 委託料上限額

- ①稲田小児童クラブ 3年間 31,380,000円（1年間10,460,000円）
- ②宍戸小児童クラブ 3年間 38,550,000円（1年間12,850,000円）
- ③大原小児童クラブ 3年間 24,240,000円（1年間8,080,000円）

※本事業における消費税及び地方消費税については、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条及び別表第1第7号により、非課税として取り扱う。

## 4. 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる事項を満たす者とする。

- (1) 当該業務における笠間市の入札参加資格を有していること。
- (2) 笠間市内に事務所若しくは事業所を有する、又は既に笠間市内で同事業を実施している学校法人、社会福祉法人、NPO法人（特定非営利活動法人）であること。

※社会福祉法人及びNPO法人は、子どもの健全育成を図る活動をする団体に限るものとする。

- (3) 「笠間市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を遵守する団体であること。

## 5. 質問の受付及び回答

- (1) 提出期限 令和6年12月4日（水）午後5時まで
- (2) 提出方法 質問書により提出すること。
- (3) 回答日 令和6年12月9日（月）

## 6. 提案書等の作成及び提出

- (1) 提出書類 別紙2「放課後児童クラブ運営業務受託申請書類一覧」のとおり
- (2) 提出期限等
  - ア 提出期限 令和6年12月16日（月）午後5時まで

イ 提出場所 「13. 担当部署（問合せ・提出先）」宛て

ウ 提出方法 紙媒体（正1部・副2部）及び電子データにより提出する。

※申請書類の紙媒体は、持参又は郵送により提出すること。

※電子データは、申請書類一式を1つのPDFファイルにした上で送付すること。（データの送付方法は、紙媒体を受付した後に申請者に通知する。）

## 7. 審査方法

本プロポーザルの審査は、以下のとおりとする。

- (1) 提案の審査は各審査項目に評価基準を設け、その基準により点数付けする。
- (2) 点数付けは審査委員ごとに提案者の得点を計算し、審査委員ごとの提案者順位を決める。
- (3) 審査委員が提案者順位1位を最も多く付けた提案者を候補者とする。提案者順位1位が同数の場合は、総得点が多い提案者を候補者とする。
- (4) 提案者が1社の場合も審査及び選定は行うものとする。選定基準は、標準的な提案内容となる500点以上となる場合に特定候補者として選定する。

## 8. 審査基準及び配点

プロポーザルは以下の審査基準に基づき審査します。

(1) 基本的な運営方針	100 / 1000点
(2) 保護者及び保護者組織との連携	50 / 1000点
(3) 安全・危機管理に関する対応	50 / 1000点
(4) 健康管理に関する対応	50 / 1000点
(5) 学校との連携	50 / 1000点
(6) 地域との連携	50 / 1000点
(7) 要望・苦情の対応	50 / 1000点
(8) 個人情報保護	50 / 1000点
(9) 虐待等の対応	50 / 1000点
(10) 指導員の配置	100 / 1000点
(11) 指導員の採用基準	50 / 1000点
(12) 指導員の研修計画	50 / 1000点
(13) 独自に計画・実施したいこと	50 / 1000点
(14) 障害児・特に配慮が必要な児童等の対応	100 / 1000点
(15) 特色ある取組	50 / 1000点
(16) 年間計画	50 / 1000点
(17) 受託見積価格	50 / 1000点

## 9. 日程

公募の開始 令和6年11月28日（木）

質問受付 令和6年12月4日（水） 午後5時まで

質問回答	令和6年12月9日(月)
提案書提出	令和6年12月16日(月) 午後5時まで
ヒアリング(選定委員会)	令和6年12月24日(火)
結果通知	令和7年1月中旬(予定)
契約締結	令和7年2月上旬(予定)
業務開始	令和7年4月1日(火)

## 10. 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- (2) 提案書の作成形式及び記載事項に示された内容に適合しないもの
- (3) 提案書の提出期限後に、参考見積書内の金額に訂正を行ったもの
- (4) ヒアリング、プレゼンテーション等に出席しなかったとき
- (5) 提出書類に虚偽又は不正があったとき
- (6) 受託見積書の金額が「3. 委託料上限額」を超過したもの

## 11. 契約

候補者特定後、速やかに随意契約の手続きを行うものとする。なお、その際には、特定された者は改めて見積書を提出するものとする。

## 12. その他留意事項

- (1) 提出期限以降における書類の差し替え及び再提出は認めない。ただし、書面審査による選考となった場合に限り、選定委員会用資料の追加提出を認めるものとする。
- (2) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置等を行うことがある。
- (3) 提出された企画提案書等の書類は一切返却しないものとする。
- (4) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、申請者の負担とする。

## 13. 担当部署(問合せ・提出先)

- (1) 住 所：〒309-1792 笠間市中央三丁目2番1号
- (2) 担 当 課：笠間市こども部こども福祉課(児童支援グループ)
- (3) 電 話 番 号：0296-77-1101(内線165)
- (4) 電子メール：kodomo@city.kasama.lg.jp